
令和5年 第4回 芦屋町議会定例会会議録 (第1日)

令和5年12月7日 (木曜日)

議事日程 (1)

令和5年12月7日 午前10時00分開会

日程第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 行政報告

第4 議案第47号 芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第5 議案第48号 芦屋町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

第6 議案第49号 芦屋町空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について

第7 議案第50号 指定管理者の指定について

第8 議案第51号 障害者支援センターさくらの財産の譲渡について

第9 議案第52号 令和5年度芦屋町一般会計補正予算 (第4号)

第10 議案第53号 令和5年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計補正予算 (第1号)

第11 議案第54号 令和5年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)

第12 議案第55号 令和5年度芦屋町給食センター特別会計補正予算 (第1号)

第13 報告第9号 専決処分事項の報告について

第14 報告第10号 専決処分事項の報告について

【出席議員】 (12名)

1番 中西 智昭	2番 田中 太	3番 香田 一之	4番 長島 毅
5番 萩原 洋子	6番 本田 浩	7番 松岡 泉	8番 貝掛 俊之
9番 妹川 征男	10番 辻本 一夫	11番 川上 誠一	12番 内海 猛年

【欠席議員】 (なし)

【 欠 員 】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 福田 雅代 書記 横田 和雄 書記 山城 朋美

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	教育長	三柘賢二
モーターボート競走事業管理者	藤崎隆好	会計管理者	藤永詩乃美	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	池上亮吉	芦屋港活性化推進室長	志村亮二	財政課長	佐竹 功
都市整備課長	小田武文	税務課長	水摩秀徳	環境住宅課長	村尾正一
住民課長	溝上竜平	福祉課長	智田寛俊	健康・こども課長	本郷宣昭
産業観光課長	浮田光二	芦屋釜・歴史文化課長	新郷英弘	学校教育課長	木本拓也
生涯学習課長	本石美香	ボートレース事業局次長	井上康治	企画課長	中野功明
事業課長	新開晴浩				

【 傍 聴 者 数 】 2名

午前 10 時 00 分開会

○議長 内海 猛年君

おはようございます。

ただいま出席議員は 12 名で、会議は成立いたします。よって、ただいまから令和 5 年第 4 回芦屋町議会定例会を開会いたします。

それでは、御手元に配付しております議事日程に従って、会議を進めてまいります。

日程第 1. 会期の決定について

○議長 内海 猛年君

まず日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は 12 月 7 日から 12 月 18 日までの 12 日間にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

日程第 2. 会議録署名議員の指名について

○議長 内海 猛年君

次に日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第 127 条の規定により、5 番、萩原議員と 7 番、松岡議員を指名しますので、よろしく願いいたします。

日程第 3. 行政報告について

○議長 内海 猛年君

次に日程第 3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、書面により報告いたします。

次に日程第 4、議案第 47 号から日程第 14、報告第 10 号までの各議案については、この際一括議題として上程し、町長に提案理由の説明を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野 茂丸君

皆さん、おはようございます。

それでは、本日提案いたしております議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

まずは、条例議案でございます。

議案第47号の「芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、国の医療保険制度改革において持続可能な医療制度を構築し、国民健康保険の安定化を図るため福岡県が示す標準保険税率に合わせるよう税率を改正するものです。また、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の公布に伴い、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分の所得割額及び均等割額を免除する措置が導入されたため、条文を追加するなど条例の一部を改正するものでございます。

議案第48号の「芦屋町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、「福岡県若年者専修学校等技能習得資金補助金交付要綱」の改正に伴い、「専修学校等」の定義に係る引用条文が変更されたことから、条例の一部を改正するものでございます。

議案第49号の「芦屋町空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、「空家等対策の推進に関する特別措置法」の改正に伴い、本条例の引用条文が変更されたため、条例の一部を改正するものでございます。

次にその他議案でございます。

議案第50号の「指定管理者の指定」につきましては、芦屋町老人憩の家の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第51号の「障害者支援センターさくらの財産の譲渡」につきましては、令和6年4月1日から障害者支援センターさくらの運営主体が社会福祉法人桃李会となることに伴い、遠賀郡4町で所有する同センターの建物及び物品等を譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

次に補正予算議案でございます。

議案第52号の「令和5年度芦屋町一般会計補正予算（第4号）」につきましては、歳入歳出それぞれ7,500万円を増額計上しています。歳入につきましては自立支援給付費国庫負担金等を計上したほか、保育所等給食支援費補助金等を計上するとともに財政調整基金繰入金を増額計上しています。歳出につきましてはこども計画策定事業に係る費用を計上したほか、創業促進支援事業補助金等を増額計上しています。なお、令和6年度に体験型英語学習推進事業及び芦屋中学校ホームステイ事業を実施するにあたり、令和5年度中に新たな業者の選定を行う必要がありますので業務委託に関する経費を債務負担行為として追加するものでございます。

議案第53号の「令和5年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計補正予算(第1号)」につきましては、町債の元利償還金の支払遅延に係る違約金の発生に伴うもので、歳入では一般会計繰入金を増額計上しています。歳出では償還金、利子及び割引料を増額計上しています。

議案第54号の「令和5年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」につきましては、歳入では一般会計繰入金を増額計上しています。歳出では配置異動に伴う人件費を増額計上しています。

議案第55号の「令和5年度芦屋町給食センター特別会計補正予算(第1号)」につきましては、令和5年度中に新たな業者選定を行う必要があり、契約期間である令和6年度から令和7年度の業務委託に関する経費を債務負担行為として追加するものでございます。

最後に報告案件でございます。

報告第9号の「専決処分事項の報告」につきましては町営住宅の明渡し遅延者に対し、未払明渡し遅延損害金の支払いを求める訴えを提起したことについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

報告第10号の「専決処分事項の報告」につきましては町営住宅の住宅使用料等滞納者に対し、住宅等の明渡し及び未払住宅使用料等の支払いを求める訴えを提起したことについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。以上、簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。

なお、詳細につきましては質疑の折に御説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 内海 猛年君

以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑を行います。

まず日程第4、議案第47号についての質疑を許します。萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

5番、萩原です。議案第47号芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてお尋ねしてまいります。1点目、改正の概要についてお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。税務課長。

○税務課長 水摩 秀徳君

改正の概要につきましては、大きく二つございます。まず1点目税率の改正となります。本町の国民健康保険事業は、一般会計からの法定外繰入金に依存せざるを得ない厳しい財政運営が続いております。また、福岡県への国民健康保険事業費納付金の納付に必要とされている標準保険税率と本町の保険税率が大きく乖離しております。このような中、国は税収不足に伴う一般会計からの法定外繰入金を削減するよう求めている状況にあります。このようなことを踏まえ、国民健康保険事業の安定的な運営と赤字財政運営の解消を図るために、保険税率を福岡県が示す標準保険税率に合わせるため、令和6年度課税分から税率を改正するものでございます。

ただし、税率改正については国民健康保険に加入している方の負担が急激に増加することがないように、段階的に改正するものでございます。

2点目は産前産後期間の軽減制度を新たに導入するものです。これは、出産する国民健康保険に加入している方に関わる産前産後期間相当分の所得割額と均等割額を免除する措置を新たに導入するものです。令和6年1月1日から適用するもので、免除する期間は出産予定日、または出産の属する月の前月から4か月間となります。例えば令和6年2月が出産予定日の場合、令和6年1月分から4月分までが免除する期間となります。なお、多胎妊娠の場合は、3か月前からの6か月間が免除期間となります。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

2点目、今後国民健康保険税の税率はどのように改正していくのかお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。税務課長。

○税務課長 水摩 秀徳君

今後につきましては、先ほども申しましたように、国民健康保険に加入されている方の負担が急激に増加することがないように、段階的に改正するもので、今後は2年に1度の改正とし、令和12年度までに、福岡県が示す標準保険税率と整合を図る方針としております。よって、令和8年度、令和10年度、令和12年度に税率を改正する予定でございます。なお改正する税率につきましては、改正時における標準保険税率との差によって算定することになります。

以上となります。

○議長 内海 猛年君

ほかにございませんか。

ないようですから、議案第47号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第5、議案第48号についての質疑を許します。妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

芦屋町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例についてお尋ねいたします。この若年という方に対する年齢は幾つからなのかということと、それから芦屋町においては何人の方がこの条例に基づいて利用されているのか、年によって違うでしょうけれど。そして資金の貸付けですけども大体金額は幾らなのか。また、これ、貸与ですから、何年ぐらいで返済するのか。金額も含めてですけど、そこをお尋ねしたいと思います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

資料があまり手元にないので全て正確にお答えするのがちょっとできないかもしれませんが、分かっている範囲でお答えします。

まず、専修学校の年齢ということですね、年齢につきましては申し訳ありません、何歳までというのはちょっと資料持ち合わせてないんですが、学校に入学する際になりますので、大体高校で18歳からになると思います。ちょっとすぐ入学という可能性じゃない方もおられると思いますので、ちょっと上限のほうは後ほど別に回答させていただきたいと思います。

それと何人が受けているのかということになりますが、今現在、受けていた方は債務が残っている方が1名でございます。毎年あるわけではございません。この方、そうですね。今元本のほうはこの方終了しております、今延滞金のほうの支払いが残っている方が1名おられるということになります。金額につきましても、学校に入るときに入学準備金ということになりますので、すいません、こちら金額等を手元に準備しておりませんので後ほど回答させていただきます。あと返済期限ですね、申し訳ございません。こちらちょっと手元に資料がございませんので後日回答を改めてさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長 内海 猛年君

ほかにございませんか。

ないようですから、議案第48号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第6、議案第49号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第49号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第7、議案第50号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第50号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第8、議案第51号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第51号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第9、議案第52号についての質疑を許します。長島議員。

○議員 4番 長島 毅君

議案第52号、令和5年度芦屋町一般会計補正予算（第4号）について質問したいと思います。
補正予算書9ページ、歳出2款総務費2目の賦課徴収業務委託料のアクロシティ改修業務委託
（森林環境税導入対応）とありますが、まず森林環境税について説明をお願いいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。税務課長。

○税務課長 水摩 秀徳君

森林環境税についてお答えいたします。森林環境税はパリ協定の枠組みのもとにおける我が国の
温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止を図るために森林整備等に必要な地方財源を安定
的に確保する観点から創設されたものでございます。令和6年度から、国内に住所のある個人に対
して課税される国税で、市町村において個人住民税均等割の枠組みを用いて1人当たり年額10
00円を市町村が賦課徴収することとされております。またその税収は全額が森林環境贈与税と
して、都道府県及び市町村へ贈与されるものでございます。個人町民、町県民税の均等割につつま
しては東日本大震災基本法に基づきまして、平成26年度から令和5年度までの10年間、復興特
別税として臨時的に1人当たり年額1,000円が賦課徴収されておりました。この臨時措置が終
了し、令和6年度から新たに森林環境税が導入されるものでございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

長島議員。

○議員 4番 長島 毅君

それでは、アクロシティ改修業務委託の内容についてお伺いいたします。

○議長 内海 猛年君

税務課長。

○税務課長 水摩 秀徳君

まずアクロシティとは本町の基幹系システムの名称でございまして、今回の業務委託は森林環境税導入に伴いまして、税務基幹システムの改修をする必要が生じたために行うものでございます。業務の内容につきましては森林環境税が国税であるため、単に住民税均等割の増額とはならず都道府県民税、市町村民税と別に管理しないといけないことから、データベース項目の追加や統計資料の様式見直し、納税通知書や納付書、所得課税証明書など諸証明に内訳を記載しないといけないということになりましたので、様式の見直しと必要な改正を行うものでございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第52号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第10、議案第53号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第53号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第11、議案第54号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第54号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第12、議案第55号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第55号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第13、報告第9号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、報告第9号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第14、報告第10号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、報告第10号についての質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。日程第4、議案第47号から日程第12、議案第55号までの各議案については、別紙のとおり、それぞれの委員会に審査を付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○議長 内海 猛年君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時25分散会
